

令和6年度 財政援助団体等監査の指摘事項に対する措置状況一覧

指摘事項内容	措置状況	措置通知 年 月 日	備考
風土資産研究会（経済観光部観光・ジオパーク推進課）			
<p>再委託について（その他） 指定管理業務の一部を第三者へ委託する場合、基本協定書では市の承認を受けることが規定されているが、指定管理者は市の承認を受けずに第三者へ委託していた。また、所管部署は、再委託に関する承認行為等の指導をしていなかった。適切に処理されたい。（基本協定書第14条）</p>	<p>指定管理業務の再委託については令和6年8月19日付で協議書の提出があり、8月20日付で承認しました。</p>	R6.12.23	
<p>備品管理について（財産） 備品使用貸借契約について次の事務処理が見られた。指定管理者及び所管部署は、早急に備品を確認し、備品台帳の整備及び適切な契約を締結されたい。（基本協定書第20条） ①備品使用貸借契約書の別紙備品等一覧に掲載されている備品が、実状と一致していない。 ②処分された備品があるにもかかわらず、備品等一覧から削除することなく、変更契約がされていない。</p>	<p>①備品使用貸借契約書の別紙備品等一覧に掲載されている備品と実際の備品について確認作業を終了しました。 ②令和6年10月18日付で備品管理変更契約を締結しました。</p>	R6.12.23	